

豊中市行政措置予防接種実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種以外のもので、豊中市（以下「市」という。）が行政措置として実施する予防接種（以下「行政措置予防接種」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 行政措置予防接種の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による本市の住民基本台帳に記載されている者のうち、予防接種の種類ごとに別表に規定する要件に該当するもの又は市長が特に必要と認めるものとする。

(接種者)

第3条 予防接種は、市の委託契約等に基づいて協力を承諾した医師（以下「接種医師」という。）が行うものとする。

(費用の負担)

第4条 行政措置予防接種の費用については、市長の判断により当該予防接種に要した費用の全部又は一部を市が負担するものとする。

(遵守事項)

第5条 接種医師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 行政措置予防接種は、予防接種法及びこれに基づく関係法令並びに厚生労働省通知及び厚生労働省の予防接種ガイドライン等検討委員会が作成した「予防接種ガイドライン」に準拠して実施すること。
- (2) 接種する予防接種ワクチンの添付文書を熟読して実施すること。

(予防接種前後の取扱い)

第6条 接種医師は、対象者又はその保護者に対し、受けようとする行政予防接種の理解等を接種前に得るものとし、接種後においては保健指導を行うものとする。

- 2 接種医師は、健康被害等が発生した場合は、直ちに把握した内容を市長へ報告しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、接種医師に対し、前項に規定する報告のほかに必要な書類の提出を求めることができる。

(健康被害の救済措置)

第7条 市長は、行政措置予防接種により対象者に健康被害が生じた場合は、豊中市予防接種事故災害補償要綱（平成24年施行、平成23年から適用）の定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めのないもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

【種類】	風しん予防接種 ただし、接種ワクチンは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン 0.5 ミリリットルを使用すること
【対象者】	次の(1)から(6)に該当し、且つ、平成26年(2014年)4月1 日以降に検査した風しん抗体の抗体価が(Ⅰ)から(Ⅲ)に該当する もの (1) 妊娠を希望する女性 (2) 妊娠を希望する女性のパートナー (3) 妊婦のパートナー (4) 妊娠を希望する女性の同居人 (5) 妊婦の同居人 (6) 妊婦の里帰り先の家族 (Ⅰ) 赤血球凝集抑制法(HI法)で希釈倍率が16倍以下 (Ⅱ) 酵素免疫法(EIA法)でEIA価が8.0未満もしくは国際単位 30 IU/ml未満 (Ⅲ) 上記(Ⅰ)(Ⅱ)に相当する値のもの